

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた
太陽光発電の普及拡大に関する連携協定書

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人太陽光発電協会（以下「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電の一層の普及拡大を図る取組に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に寄与するとともに、経済性や防災性など多様なメリットを有する太陽光発電の普及拡大を、甲及び乙が連携して推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携して実施する取組）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる分野について、連携し、及び協力するものとする。

- （1）太陽光発電に係る基礎的な知識の普及啓発に関すること。
- （2）太陽光発電に係る最新技術の情報収集及び開発促進に関すること。
- （3）太陽光発電の持続的なサプライチェーンの構築や人権尊重などSDGsに配慮した事業活動に関すること。
- （4）太陽光発電に係る施工技術の向上や維持管理、廃棄・リサイクルに関すること。
- （5）その他相互に連携及び協力をすることが必要と認められる事項に関すること。

（実施体制の構築等）

第3条 甲及び乙は、前条の取組を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて、連絡調整、検討を実施するための体制の構築等を行うものとする。

（実施の条件）

第4条 本協定に基づき取組を実施するに当たっては、甲及び乙は、関係法令を遵守した上で、各々、合理的かつ相当と判断する範囲において実施するものとする。

2 本協定は、第2条で掲げる分野において、甲及び乙それぞれが本協定とは別に行う取組を妨げるものではない。

（経費負担）

第5条 本協定に基づき実施した取組に係る経費については、当該取組を実施した者がこれを負担するものとする。ただし、甲及び乙で協議の上、経費を共同で負担することができるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報について、相手方の承諾を

得ずに他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更）

第8条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（協定の解除）

第9条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定の日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有する。

令和4年12月2日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
（甲）東京都

東京都知事

東京都港区新橋二丁目12番17号
（乙）一般社団法人太陽光発電協会

代表理事